



令和4年度第1回聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会

資料7 聴覚障がい児支援の中核機能設置について

1 他県の中核機能設置状況について

○大学病院等の医療機関に設置しているところが比較的多いが、ろう学校に設置や、児童発達支援センターへの設置、聴覚障害者情報提供施設への設置、聴能訓練事業を委託している社会福祉法人への委託、当事者団体への委託など、各自治体の状況に応じて様々である。

種別	自治体名
大学病院・県立病院等	長野県、静岡県、岐阜県、長崎県、神戸市
ろう学校	秋田県、千葉県、滋賀県、福岡県
児童発達支援センター	富山県（県リハビリテーション病院・こども支援センター） 北九州市（総合療育センター）
聴覚障害者情報提供施設	大阪府
社会福祉法人	埼玉県
当事者団体	鳥取県

2 厚生労働省「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」について

【実施主体】 都道府県及び政令指定都市

【事業の対象】 都道府県等が行う聴覚障害児支援のための中核機能の構築

【事業の内容】 次の（１）～（５）の事業をすべて実施する。

（１）聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育と関係する部局が連携し体制整備と困難ケースへの対応を行う協議会を設置する。

（２）聴覚障害児支援の関係機関との連携

医療・保健と切れ目なく連携しつつ、既存の児童発達支援センター等や特別支援学校（聴覚障害）と連携強化し、聴覚障害児の乳児からの対応を強化する。

（３）家族支援の実施

保護者に対する相談、人工内耳・補聴器・手話の情報等を含む適切な情報提供を行う。

（４）巡回支援の実施

聴覚障害児の通う地域の保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等への巡回支援を行う。

（５）聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施

聴覚障害児の通う地域の保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員が、聴覚障害児の支援方法を習熟する機会を設けるための研修会を開催する。

3 本県における聴覚障がい児支援の中核機能設置について

【本県の特徴】

○聴覚検査精密検査実施機関が、県内各地域に存在する。

⇒どこか1つの医療機関に「支援の中核機能」を置く状況ではないと思われる。

○県立の聴覚特別支援学校その他、政令・中核市が設置する特別支援学校が3校あり、それぞれの地域において乳幼児支援を実施している。

聴覚障がいに対応している県立特別支援学校は、県立平塚ろう学校その他、県立相模原中央支援学校が相模原市及びその周辺市町の聴覚障がい児に対応、横浜市、川崎市、横須賀市はそれぞれ市立のろう学校を設置し、それぞれの地域において支援を実施している。

○県域には「主に難聴児を通わせる」児童発達支援センターは無い。

県域には「主に難聴児を通わせるセンター」の基準により指定を受けている児童発達支援センターは無く、県域市町村の児童発達センターの整備状況はこれからといった状況で、中核機能を置ける場所は無い。

○県聴覚障害者福祉センターにおける相談・支援事業の実施

・本県の聴覚障害者福祉センターは、他県の多くの聴覚障害者情報提供施設とは異なり、情報提供事業だけでなく、聴力検査・補聴器適合、相談支援、コミュニケーション支援などを実施し、聴覚障がい乳幼児支援の事業も実施している。実施に際しては平塚ろう学校とも連携し役割を分担している。

・また、年1回実施する市町村子育て支援担当者聴覚障がい研修会を通じて、市町村母子保健担当保健師との繋がりがあがる。

⇒乳幼児支援の実績では、所在地である藤沢市に比較的近い市町の児に留まっており、地域の通園施設との関わりも、現時点では個別相談の内容に応じて対応しているレベルではあるが、国の中核機能モデル事業で示されている事業内容に近い支援を実施している。

○今年度、中核機能を県聴覚障害者福祉センターに置き、モデル事業を実施する。

- 関係機関（医療機関、市町村母子保健・療育支援担当、ろう学校、児童発達支援センター等通園施設）との連携体制を構築し、相談窓口としてハブ的機能により必要な支援につなげることを基本的な役割とする。
- 相談窓口の他、家族教室の実施や、地域の受け皿の確保・療育環境の充実を図っていくために、聴覚障がい児が通う地域の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、保育所、幼稚園等の職員への支援を行う。
- モデル地区を設定し、市の母子保健所管課・療育所管課等やろう学校と実務レベルの連携体制を構築し、聴覚障がい児とその家族への支援の実施や、児童発達支援センター等への巡回支援、研修の実施等について検討・実施していく。

○まずは県内で出生数が一番多い藤沢市とその周辺をモデル地区とする。

○聴覚障害者福祉センター、藤沢市健康づくり課、子ども家庭課、平塚ろう学校と打合せの場を持ち、新生児聴覚検査や1歳半・3歳児健診で把握した児への支援における連携や、藤沢市内の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、保育所、幼稚園等に通園する聴覚障がい児の把握や通園施設等の職員への支援の実施について検討する。

○可能であれば、近隣の茅ヶ崎市、平塚市に参加を呼びかける。

○モデル地区の取組と並行して、聴覚障害者福祉センターに中核機能を設置することを関係機関に周知し、聴覚障がい児及びその家族の相談支援を実施していく。

4 政令・中核市における聴覚障がい児早期支援との関係

＜各政令・中核市における聴覚障がい児の早期支援の実施＞

- 各市の新生児聴覚検査体制からの流れや地域の児童発達支援センターにおける療育など、母子保健・療育・障害福祉について直接市が所管している。
- また、政令・中核市では児童発達支援センターの設置が進んでいる。
※横浜市においては、横浜市総合リハビリテーションセンター（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターの機能も有する）に令和3年度から聴覚障害児支援の中核機能を設置してモデル事業を開始している。
- 横浜市、川崎市、横須賀市には、市立ろう学校があり、各ろう学校で実施している乳幼児相談が大きな役割を果たしている。（相模原市は県立相模原中央支援学校が対応）
- 教育は各市の教育委員会が所管している。

聴覚障がいの早期発見（市母子保健所管課）→療育相談支援（市子育て支援所管課・障害福祉所管課）→ろう学校や児童発達支援センターへの繋ぎといった連携が市の組織の中で可能。

「地域で必要な支援が受けられる体制」を作るには、（中核機能を設置する、しないに関わらず）政令市・中核市は、まずは市の中で関係部署や関係機関と連携した支援体制を作っていくのが現実的ではないか。

・ 県域については、県域市町村母子保健・子育て支援（療育）・障害福祉担当、平塚ろう学校・相模原中央支援学校と連携しながら、乳幼児相談・支援、地域の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、幼稚園、保育園等への支援を実施する。

・ 中核市である横須賀市に関しては、横須賀市立ろう学校、障害福祉担当、児童発達支援センター、市母子保健・子育て支援（療育）担当との関係性を構築し、市の関係機関内で解決できないことに支援する。

※横須賀市立ろう学校では横須賀市近隣市町の聴覚障がい児の受入れもしており、鎌倉・横須賀・三浦地区として取組を考えていく。

・ 横浜市については、中核機能を設置していることから、中核機能間で関係性を構築し、横浜市民から相談を受けた場合に横浜市の中核機能に繋ぐなど、必要な支援が受けられるよう連携していく。

・ 川崎市、相模原市については、各市の支援体制において聴覚障がい児の療育の相談窓口となる機関（部署）との関係性を構築するなど、聴覚障がい児が必要な支援が受けられるよう連携していく。

・ 市ごとの取組が難しいものや全県的に今後取組んでいく必要があるものなど（手話早期取得の機会の確保など）については、県中核機能や県関係課と各市で連携して検討・実施等していく。

・ 政令市でも3市それぞれ状況が異なるので、必要に応じて県中核機能で可能な支援を行う。

5 県聴覚障害者福祉センターに中核機能を置くことについての課題

1 認知度について

県聴覚障害者福祉センターの認知度はあまり高いとは言えない。

医療機関、児童発達支援センターなど、聴覚障がい児支援において連携強化を図っていく必要のある関係機関に知ってもらう必要がある。

⇒聴覚障がい児支援の中核機能設置について周知をしっかりと行っていく。

2 言語聴覚士の配置

県聴覚障害者福祉センターには、聴力検査・補聴器適合を担当する言語聴覚士の職員が1名在籍しているが、聴能に詳しい言語聴覚士の確保が難しい。

保護者からの相談内容は、専門の相談員で対応可能なものも多いと考えているが、言語聴覚士でないと難しい支援へはどう対応すべきか。